

高齢受給者証負担割合フローチャート

世帯に 70 歳以上の国保加入者で住民税課税標準額(※1)が 145 万円以上の方がいる。



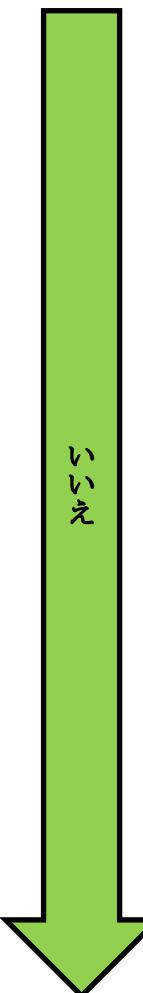
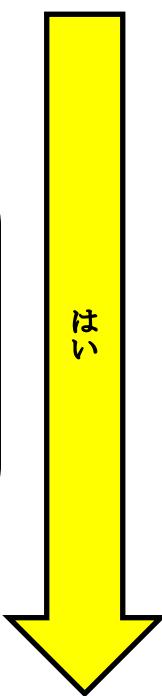
70 歳以上の国保加入者の方の総所得金額等から基礎控除した額の合計額が 210 万円以下である。

75 歳以上の方は国保加入者ではございません。(※2)



収入による再判定(基準収入額適用申請) 総収入金額(※3)

- ①70 歳以上の国保加入者が 1 人で、総収入金額が 383 万円未満。
 - ②70 歳以上の国保加入者が 2 人以上で、総収入金額の合計額が 520 万円未満。
 - ③70 歳以上の国保加入者が 1 人で、特定同一世帯所属者(※4)との総収入金額の合計が 520 万円未満。
- ①②③のいずれかに該当し、基準収入額適用申請書を提出している。



負担割合

3 割

2 割

(※1)住民税課税標準額…総所得金額等から社会保険料や基礎控除などの各種所得控除の合計額を差し引いた金額です。平成 24 年度の住民税における扶養控除の見直しに伴い、住民税課税所得金額から調整のための額を控除しています。

(※2)国保加入者の方が 75 歳になると後期高齢者医療制度へ移行するため、国保を脱退することになります。

(※3)総収入金額…所得税法に規定する各種所得の金額(退職所得の金額を除く)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額。収入の例①公的年金等の場合は源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、②営業、農業及び不動産の場合は「総収入金額」、③株の譲渡の場合は「売却価額」等。土地・建物などの売却や株式・配当(特定公社債など含む)や先物取引などで確定申告した場合、売却金額は収入金額に含まれます(損失申告の場合も含む)のでご注意ください。ただし、地方税の「申告不要制度」を選択した場合はこの限りではありません。

(※4)特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された後も継続して同一の世帯に属する方です。